

名古屋大学東山会規則

沿革	1950年 4月30日制定	1952年 4月27日改正
	1954年 5月10日改正	1955年 4月24日改正
	1965年11月 7日改正	1969年 6月 8日改正
	1975年10月25日改正	1987年10月24日改正
	1989年11月11日改正	1996年 1月 4日改正
	2004年 1月10日改正	2006年 1月 8日改正

第1章 総 則

- 第1条 本会は名古屋大学東山会と称する。
- 第2条 本会は会員の親和をはかり、また名古屋大学における本会の母体となる学科・専攻の学術研究・教育への協力を通じて人材の育成に寄与し、以て人類の福祉と文化の発展、並びに産業の振興に貢献することを目的とする。
- 第3条 本会は本部を名古屋市に置く。必要に応じて支部を各地に設置することができる。
- 第4条 本会の事業期間は1期2年とし、5月1日に始まり翌々年4月末日に終わる。
- 第5条 この規則の施行に必要な細則は、理事会で定める。

第2章 会 員

- 第6条 本会は正会員、特別会員、名誉会員を以って組織する。
- 第7条 正会員は名古屋大学工学部機械系学科及び名古屋大学大学院工学研究科機械系専攻を由来とする学科及び専攻（以下東山会母体学科・専攻と称する）の卒業生、修了生、並びに東山会母体学科・専攻に在職歴のある助手以上の教員とする。
- 第8条 特別会員は東山会母体学科・専攻と密接な協力関係にある学科及び専攻（以下東山会協力学科・専攻と称する）に在職歴のある助手以上の教員であって、正会員以外の者とする。
- 第9条 名誉会員は、本会の関係者であって功績顕著な者または本会の目的達成に多大の貢献をした者であって、理事会の議を経て総会に推薦された者とする。

第3章 役 員

- 第10条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名
- 第11条 理事と監事は全正会員の中から互選する。ただし理事と監事を兼ねることはできない。会長及び副会長は理事の互選による。
- 第12条 役員任期は事業期間の2年とし、重任を妨げない。
- 第13条 役員は下記の会務を行う。
- (1) 会長 本会を代表し会務を統括する。
 - (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時にはその職務を代行する。
 - (3) 理事 会務を処理する。理事は会務を分担する。
 - (4) 監事 会の財産・業務を監督する。

第4章 総会及び理事会

- 第14条 総会は、原則として事業期間に1回開催する。総会は会長が招集する。会員は総会に出席し意見を述べることができる。
- 第15条 理事会は、会務の遂行に関して会長が必要と認めたときに招集する。
- 第16条 理事会は会長、副会長、理事及び監事を以って構成する（以下理事会構成員と称する）。理事会は過半数の理事会構成員の出席をもって成立する。ただし委任状を提出した構成員は出席とみなす。理事会の議決は出席者の過半数をもって行う。
- 第17条 理事会は、特に定めのある場合を除き、すべての会務を審議決定する。

第5章 事業

- 第18条 本会は、本会の目的を達成するために必要と認めたと事業を行う。
- 第19条 本会事業の計画及び報告は、理事会の承認を必要とする。また、総会において報告するものとする。

第6章 会計

- 第20条 本会は入会金、終身会費、活動支援金、寄付金及びその他の収入を以って基本金とする。
- 第21条 本会は基本金を以って運用する。
- 第22条 正会員は入会金として1,000円、終身会費として7,000円を納入する。
- 第23条 本会財政への一層の協力支援を正会員に要請するため、終身会費とは別に活動支援金を設ける。1口2,000円で、原則として1口以上の納入を、理事会の判断により必要に応じて要請できるものとする。
- 第24条 活動支援金を納めた会員には、本会事業に関する特典を与えることができるものとする。
- 第25条 既納の入会金、終身会費、活動支援金、寄付金は返納しない。
- 第26条 会計の予算及び決算は、理事会の承認を必要とする。また、総会において報告するものとする。

第7章 東山会基金

- 第27条 本会の事業を盛んにし、以って本会の目的達成に資するため、本会会員その他からの寄付金を基に東山会基金を設立する。この基金の運用に必要な規定は理事会が定める。

第8章 規則変更

- 第28条 規則の変更には、総会において出席会員の過半数の賛成を必要とする。

附則

1. この規則の改正は、2006年1月8日から施行する。